

平成 23 年度金融庁所管特例民法法人に対する立入検査の実施状況について

平成 24 年 11 月 30 日
金 融 庁

「公益法人の指導監督体制の充実等について」（平成 13 年 2 月 9 日公益法人等の指導監督等に関する関係閣僚会議幹事会申合せ）において、各府省は、所管特例民法法人に対する立入検査を少なくとも 3 年に 1 回実施し、毎年度の立入検査の実施状況を取りまとめ、その結果を公表することとされている。

今般、本申合せに基づき、平成 23 年度における金融庁所管特例民法法人に対する立入検査の実施状況を取りまとめたので、公表する。

（1）総括表

所管法人数	立入検査実施法人数	改善すべき点のあった法人
96 法人	42 法人	30 法人

（注）所管法人数は、平成 23 年 12 月 1 日現在。財務省財務局（財務支局及び沖縄総合事務局を含む。）所管の特例民法法人（金融庁所掌事務に関連する事項を事業の目的とするもの）を含む。

（2）改善すべき点のあった法人の内訳

改善すべき点のあった法人	改善すべき点のあった法人の内訳			
	法人運営面で問題のあった法人	事業の内容・実施等の面で問題のあった法人	財務・会計面で問題のあった法人	その他
30 法人	29 法人	6 法人	9 法人	0 法人

[主な指摘事項と改善措置（予定を含む）]

（法人運営面）

- ・ 事務処理等の内部規定の整備が不十分である。（← 適正に内部規定を整備するよう指導。）
- ・ 個人情報の管理が不十分である。（← 適正に個人情報を管理するよう指導。）

（事業実施面）

- ・ 外部への発注先を公平に選定するための体制が不十分である。（← 公平性等を担保する仕組みを整備するよう指導。）
- ・ 公益事業の規模が総支出額の 2 分の 1 を下回っている。（← 公益法人の設立許可及び指導監督基準に適合するよう指導。）

(財務・会計面)

- ・ 内部留保が高水準となっている。(← 公益法人の設立許可及び指導監督基準に適合するよう指導。)

(3) 立入検査の実施状況 (平成 21 年度～平成 23 年度)

所管法人数	立入検査実施法人数	立入検査実施率 (%) (実施法人数/所管法人数× 100)
96 法人	91 法人	94.8%

(注) 所管法人数は、平成 23 年 12 月 1 日現在。立入検査実施法人数は、平成 21 年度～平成 23 年度の 3 年間に立入検査を実施した法人の実数である。

(4) 過去 3 年間の立入検査実施率が 100%に満たなかった理由

- ・ 新制度へ移行した法人及び新制度への移行手続中の法人があったため。

<連絡先>

金融庁総務企画局政策課 電話 03-3506-6000 (代表) (内線 3148、3146)
